

資料：環境問題に関するおもな世界的会議

○国連人間環境会議

1972年、スウェーデンのストックホルムで113カ国の代表者を集めて開催された。この会議では、「かけがえのない地球 "Only One Earth"」を合い言葉に、世界の環境問題が初めて世界規模で総合的に議論された。環境問題に取り組む際の原則を明らかにした「人間環境宣言」を採択し、環境問題を人類に対する脅威と捉え、国際的に取り組むべきことを明らかにしている。また、この会議の開催日6月5日を世界環境デーとし、環境問題を専門に扱う国連の機関である国連環境計画（UNEP）の設立を決定した。

○環境と開発に関する世界委員会

1987年、国連の環境と開発に関する世界委員会は「我ら共有の未来」と題する歴史的な報告書を発表した。この中で、今後の環境問題を考える上でキーワードとなる「持続可能な開発」という考え方を提唱している。これは、人間活動が環境に与える影響を考慮し、地球に対して過剰な負担をかけない体系をつくることにより、一定の生活水準を維持しながら地球環境を守っていくという考えからである。

○国連環境開発会議（地球サミット）

1992年、ブラジルのリオデジャネイロで環境と開発をテーマとする首脳レベルでの国際会議が開催された。国連の招集を受けた世界各国や産業団体、市民団体などの非政府組織（NGO）が参加した。世界172カ国の代表が参加し、のべ4万人を超える人々が集う国連史上最大規模の会議となり、世界的に大きな影響を与えた。この会議では、「気候変動枠組条約（温暖化防止条約）」と「生物多様性条約」の署名が始まったほか、21世紀に向け、各国が地球環境を守るための憲法ともいえるべき「環境と開発に関するリオ宣言」と、その行動計画である「アジェンダ21」、「森林原則声明」が合意された。

○国連環境開発特別総会

1997年、地球サミットでの合意事項について、その実施の進捗状況を点検し評価することを目的に、各国首脳レベルでの参加を得てニューヨークの国連本部で開催された。合意を着実に実施していくため、「アジェンダ21のさらなる実施のためのプログラム」が採択された。

※条約締約国会議（COP：Conference of the Parties）

- ◆ 条約を批准した国が集まる会議
- ◆ 一般に条約ごとに設けられ、その条約の最高意思決定機関

○気候変動枠組条約締約国会議

気候変動枠組条約は、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としている。

1995年、ドイツのベルリンで第1回条約締約国会議（COP1）が開催され、先進国の取り組みについてCOP3までに議定書等の形で結論を得ることを目指し検討を開始した。

1997年、京都で開催された第3回条約締約国会議（COP3）において、先進国の拘束力のある削減目標（2008年～2012年の5年間で1990年に比べて日本は-6%、アメリカは-7%、EUは-8%等）を明確に規定した「京都議定書」に合意した。

しかし、アメリカは、「発展途上国が削減義務を負っていないことは不公平」「米国の経済に悪



地球温暖化

影響がある」との理由で京都議定書を批准せず、さらに、日本やロシア、ニュージーランドが第2約束期間（2013年～2020年）に参加せず、カナダは京都議定書から離脱した。

2013年には、ポーランドのワルシャワで第19回条約締約国会議（COP19）が開催されたが、今後、更に地球温暖化対策を加速化し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるという条約の究極目標を達成するには、2020年以降の新しい法的枠組みを、世界全体に占める排出量の割合が大きいアメリカ、中国、インド等を含めた全ての主要経済国が責任ある形で参加する、公平かつ実効的な枠組みとすることが不可欠である。

○生物多様性条約締約国会議

生物多様性条約は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）やラムサール条約のように、特定の行為や特定の生息地のみを対象とするのではなく、野生生物保護の枠組みを広げ、地球上の生物の多様性を包括的に保全することを目的としている。

また、生物多様性の保全だけでなく、「持続可能な利用」を明記していることも特徴のひとつである。条約加盟国は、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とする国家戦略または国家計画を作成・実行する義務を負い、重要な地域・種の特特定とモニタリングを行うこととなっている。

さらに、2003年には、遺伝子組換え作物などの輸出入時に、輸出国側が輸出先の国に情報を提供、事前同意を得ることなどを義務づけた国際協定、バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書が発効した。日本ではこれに対応するための国内法として、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律である、「カルタヘナ法」が制定され、2004年に施行された。

1994年、バハマのナッソーにおいて第1回条約締約国会議（COP1）が開催され、2010年に名古屋で開かれた第10回条約締約国会議（COP10）において、条約の戦略計画である「愛知目標」が採択された。これは、自然と共生する世界に向けて生物多様性が主流化されることを目指しており、5つの分野にわたり20の目標が設定されている。それに合わせ、2011年から2020年までは「国連生物多様性の10年」と定められた。



○持続可能な開発に関する世界首脳会議（リオ+10）

2002年8月、南アフリカ共和国のヨハネスブルグで開催された。1992年の「国連環境開発会議」（地球サミット）から10年後に開かれた。持続可能な開発を旨とする「アジェンダ21」の実施状況を点検し、今後の各国の地球環境問題に対する取組を強化することが大きな目的である。ほぼ全ての国際連合加盟国や多くの非政府組織（NGO）が参加し、最終的に「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」などが採択された。

○国連持続可能な開発会議（リオ+20）

2012年6月、ブラジルのリオデジャネイロで開催された。1992年の「国連環境開発会議」（地球サミット）から20年後に、同じ都市で改めて私たちが望む世界について議論したフォローアップ会議のこと。この20年でエネルギーや資源の有限性など「地球の限界」が明確化し、国際社会では環境保全と経済成長の両立を目指す「グリーン経済」への移行が課題となった。また、それに欠かせない環境技術やイノベーションの重要性も確認され、各国の取組が促された。

○気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された、気候変動の専門家・研究者で構成されている機関である。

気候変動に関する論文を世界中から収集し、数年おきに「評価報告書」をまとめており、その評価報告書は、各国が温暖化対策を進めるうえでの科学的な根拠と位置づけられている。

第1次評価報告書（1990年）、第2次（1995年）、第3次（2001年）、第4次（2007年）、そして第5次報告書が2013年に報告され、気候システムに人が影響を与えていることは明らかだとしたうえで、この事実が世界のほとんどの地域ではっきりと表れていると結論づけた。